

埼玉県営繕工事情報共有システム実施要領 Q & A

(R7.4 改定対応版)

【実施要領について】

Q 1 実施要領第 3 条第 3 項において「情報共有システム利用によって業務効率化が見込めないもの」とあるが具体的にどのような場合か。

A 1

施工場所が山間部などで通信環境が確保できないなどの理由により情報共有システムの利便を受けられない場合や施工工期が短く書類が少ない場合等を想定しています。

Q 2 実施要領第 4 条第 1 項において、「対象とする工事帳票は・・・受発注者協議により決定する」とあるが、1，2 帳票のみを対象とすることも可能か。

A 2

実施要領上は、受発注者間の協議が整えば対象の帳票を数項目のみとすることも可能ですが、より多くの項目を採用してもらうことを期待したものです。特に、施工計画書等の参照や修正の機会が多い書類については積極的に採用してください。

Q 3 実施要領第 4 条第 2 項において、工事現場連絡票が「工事打合せ簿」に兼ねることができる」とあるが、どのような意味か。

A 3

工事現場連絡票で処理する内容が、情報共有システムであらかじめ用意されている「工事打合せ簿」と同じであることから、情報共有システムを活用する場合は、工事打合せ簿を工事現場連絡票に替えて使えることとしました。

Q 4 実施要領第 8 条（2）において、「国土交通省大臣官房官庁営繕部「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版 営繕工事編」で求める機能をすべて満たすもの」とあるが、「求める機能をすべて満たすもの」とはどのようなものか。

A 4

国土交通省大臣官房官庁営繕部「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版 営繕工事編」は、「2019 年版 営繕工事編で求める機能」と「将来の情報共有システムの機能」により構成されています。実施要領では、前者の機能を有することを必須とするものです。

Q 5 「共通仮設費として積み上げ計上し」とあるが、積み上げた額は、当初請負比率を乗じるか。

A 5

当初請負比率を乗じます。

Q 6 「受注者が希望する工事において情報共有システムの活用を認めた工事は、共通仮設費として積み上げ計上し、変更契約を行うものとする。」とあるが、複数年工事においては、年度ごとに変更を行うのか。

A 6

情報共有システムの利用料については、原則、利用期間が確定した段階で行うこととしており、年度ごとの清算は想定していません。変更契約の時期については、情報共有システムの利用期間が確定する工期末を原則とします。

Q 7 受注者が希望し情報共有システムの活用を認めた工事において変更契約を行う場合、実費精算となるのか。

A 7

県が設定した単価×利用月数となります。（工事検査日の翌月は含まない。）

【情報共有システムについて】

Q 8 情報共有システムの選定はどのように行えばよいか。

A 8

実施要領第8条第1項の選定要件を満たす情報共有システムのうち、受注者発議により受発注者間で協議して決定します。

Q 9 同じ工事現場の他工事において情報共有システムの利用がある場合は、同じシステムを選定しなければならないか。(例 建築工事と設備工事を別発注とした場合など)

A 9

必ずしも他工事と同じシステムを選定する必要はありませんが、同じシステムを選定することで他工事との情報共有機能を使用できる場合があります。

Q 1 0 情報共有システムのスケジュール機能や掲示板機能は必ず使わなければならないのか。

A 1 0

必ずしも使う必要はありませんが、上記機能を利用することで受発注間のコミュニケーションの円滑化を促進できると考えています。

Q 1 1 情報共有システムで決裁中に修正等が発生しても問題ないか。

A 1 1

情報共有システムは最終版の書類を登録するものではなく、コメント機能等を活用し、回議・承認しながら受発注者間で確認や書類の修正を行うことができます。これらの機能については積極的に活用してください。

Q 1 2 システムで登録できるデータの容量に制限はあるか。

A 1 2

容量や添付ファイル数の上限は情報共有システムを提供しているベンダーにより異なりますので確認をお願いします。

Q 1 3 工事の一時中止等により工事のない月は情報共有システムの利用契約を休止すべきか。

A 1 3

工事が一時休止となった場合も、帳票の作成及び決裁や決裁済みの文書の閲覧が必要となることが考えられます。情報共有システムのベンダーにより利用契約を休止した場合の対応が異なりますので、ベンダーに確認のうえ受発注者間で協議し、利用契約の休止の有無や利用休止期間について決定してください。

【ID の登録について】

Q 1 4 発注者は監督員のみ ID を登録すればよいか。

A 1 4

監督員のための登録で問題ありません。監督員の登録以外に、成績評定員、工事検査員、施設管理者等が考えられます。必要に応じて、ID を登録してください。

Q 1 5 工事監理業務委託をする場合は、書類をどのように発議したらよいか。

A 1 5

工事監理業務の受託者の職位は、「技術管理者」、「担当技術者」とし、発注者側のユーザーとして登録してください。

Q 1 6 工事完成後は帳票のダウンロードはできないか。

A 1 6

実施要領第 8 条第 1 項（3）において、「工事検査日の翌月まで、情報共有システムで工事帳票のダウンロードが可能なもの」としております。

【工事検査について】

Q 1 7 情報共有システムで決裁した帳票は電子データで検査するのか。

A 1 7

情報共有システムで決裁した帳票は電子納品される成果となるため、電子データでの検査を原則とします。なお、検査方法等はあらかじめ受注者と発注者で調整してください。

【成果品について】

Q 1 8 情報共有システムによる電子納品と、完成図、工事写真の電子納品は別々に作成するのか。

A 1 8

電子納品ファイルを整理、作成する市販の電子納品ソフトに工事情報共有システムからダウンロードした電子納品成果品データを取り込むこともできるので、別々に作成するかどうかは受発注者間の協議で決定してください。

【成績評定について】

Q 1 9 情報共有システムを活用した場合、成績評定で加点するのか。

A 1 9

情報共有システムの活用による加点項目はありませんが、情報共有システムの活用により、施工管理に工夫が見られる等の事例がある場合は、「監督員考査 5. 創意工夫 」において加点が考えられます。

Q 2 0 発注者が指定する工事において、情報共有システムが利用されなかった場合は、罰則はあるか。

A 2 0

罰則は定めていませんが、発注者が指定した工事においては、要領第3条第3項のとおりやむを得ない理由があると認められる場合を除き、使用していただくものと考えています。